

事 務 連 絡

平成25年4月25日

各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人の担当課
小中等高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1
項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

体罰の実態把握にかかる報告内容の確認について（依頼）

平成25年1月23日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）」において御依頼いたしました、体罰の実態把握とその結果の報告に関しては、御協力いただいております、ありがとうございます。

国立学校・私立学校については、今回が初めての調査であるため、「第1次報告の報告対象と第2次報告の報告対象の違いは何か」「どこまでを体罰として捉えるべきか」等について、判断が難しいという声をいただいていると承知しています。

第1次報告で提出いただいた事案について、文部科学省においても状況を聴取するなどいたしましたが、体罰の疑いがあるとの申告や訴えのあった数をそのまま体罰の発生件数として報告いただいているケースもあると考えられます。

体罰と懲戒の区別については、1月の調査依頼の後に、体罰や懲戒に関する具体例を添付した通知を発出したところであります（参考1「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」平成25年3月13日24文科初第1269号（以下、「25年3月通知」という））。

つきましては、25年3月通知を踏まえて、改めて、「第1次報告」として提出いただいた事案について精査して頂き、申告や訴えのあった件数をそのまま提出いただくのではなく、関係者から事実関係を聴取するなどして学校が体罰であると判断し処分等を行った事案について、ご提出いただくよう御願いたします。また、「第2次報告」として提出しようとしていたものについても、同様に精査して頂くよう、御願いたします。

提出にあたっては、別紙のとおりとし、「第1次報告」「第2次報告」の区別なく、「平成24年度に発生したもの」としてまとめて提出いただくよう、御願いたします。

【担当】

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電 話 03 (5253) 4111 (内線 3208)

F A X 03 (6734) 3735

E-MAIL s-sidou@mext.go.jp

体罰の実態把握にかかる報告内容の確認について

1. 趣旨

平成25年1月23日「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）」（24文科初第1073号）（以下、「25年1月通知」という。）において、体罰の主体的な実態把握を御願いましたましたが、国立学校・私立学校については、今回が初めての調査であるため、「第1次報告の報告対象と第2次報告の報告対象の違いは何か」「どこまでを体罰として捉えるべきか」等について、判断が難しいという声をいただいていると承知しています。

第1次報告で提出いただいた事案について、文部科学省においても状況を聴取するなどいたしました。また、体罰の疑いがあるとの申告や訴えのあった数をそのまま体罰の発生件数として報告いただいているケースもあると考えられます。

体罰と懲戒の区別については、1月の調査依頼の後に、体罰や懲戒に関する具体例を添付した通知を発出したところであります（参考1「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」平成25年3月13日24文科初第1269号（以下、「25年3月通知」という））。

つきましては、25年3月通知を踏まえて、改めて、「第1次報告」として提出いただいた事案について精査して頂き、申告や訴えのあった件数をそのまま提出いただくのではなく、関係者から事実関係を聴取するなどして、学校が体罰であると判断し処分等を行った事案について、ご提出いただくよう御願いたします。また、「第2次報告」として提出しようとしていたものについても、同様に精査して頂くよう、御願します。

提出にあたっては、「第1次報告」「第2次報告」の区別なく、「平成24年度に発生したもの」としてまとめて提出いただくことといたしました。

なお、このような事情から、報告の提出期限については、以下のとおりとさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 提出頂く事項

平成24年度に発生した体罰の状況

（報告様式は25年1月通知でお示ししたものから変更はありません）

3. 期限

平成25年5月17日（金）

4. 対象範囲

国・私立の小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）、中等教育学校、特別支援学校

5. 留意事項

I) 調査対象等

(1) 個別の事案が体罰に該当するかについての判断については、25年3月通知を御参照ください。

(2) 調査対象職員は、国立・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤の者を含む。）、実習助手及び寄宿舎指導員）です。

なお、事務職員や教育委員会事務局職員は、本調査の対象外となりますので、ご注意ください。

(3) 複数の児童生徒に対する体罰あるいは複数回に及ぶ体罰であっても、それらについてなされた処分等（就業規則等の規程による処分等）が1回であれば、当該事案は「1件」として回答してください。（様式のエクセル上、1件を1行で記載いただくことになります。）

第1次報告と第2次報告の区別はありませんので、重複して発生件数を数えることのないよう、御確認を御願います。

II) 各項目の記入方法

(1) 発生年月日

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に発生した体罰事案について、発生年月日を記入してください。

(2) 当事者の学校種

体罰の当事者として処分等を受けた者の所属する「学校種」について、以下の記号をリストから入力してください。（記号を入力することで自動的に学校種が表示されるよう関数を入力してあります。以下同。）「学校種」は、体罰を行った当時のものとしますが、体罰を複数回行っており、それぞれ「学校種」が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力してください。

<学校種>

ア 小学校 イ 中学校 ウ 高等学校 エ 中等教育学校 オ 特別支援学校

また、「学校番号」を併せて記入してください（「学校調査番号」等、個別の学校を区別するものであれば任意の数字で結構です）。

(3) 被害を受けた児童生徒人数

体罰事案において被害を受けた児童生徒人数を学校種及び学年ごとに記入してください。
また、学年が複数に及ぶ場合は、それぞれ入力してください。

(4) 体罰時の状況

体罰が行われた「場面」及び「場所」について、それぞれ以下の記号をリストから入力してください。なお、処分等の事案に該当するものが複数ある場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力してください。

＜体罰が行われた場面＞

ア 授業中	イ 放課後	ウ 休み時間	エ 部活動
オ 学校行事	カ ホームルーム	キ その他	

＜体罰が行われた場所＞

ア 教室	イ 職員室	ウ 運動場、体育館	エ 生徒指導室
オ 廊下、階段	カ その他		

(5) 体罰の態様

以下の記号をリストから入力してください。なお、体罰を受けた児童生徒が複数であって、それぞれの体罰の態様が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力してください。なお、「その他」とは有形力の行使により行われたものではないもの等を指します。

＜体罰の態様＞

ア 素手で殴る	イ 棒などで殴る	ウ 蹴る
エ 投げる・転倒させる	オ 殴る及び蹴る等	カ その他

(6) 被害の状況

体罰を受けた児童生徒の被害の状況について、以下の記号をリストから入力してください。なお、体罰を受けた児童生徒が複数であって、それぞれの被害の状況が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力してください。

＜被害の状況＞

ア 死亡	イ 骨折・捻挫など	ウ 鼓膜損傷
エ 外傷	オ 打撲（頭）	カ 打撲（顔）
キ 打撲（足）	ク 打撲（オ～キ以外）	ケ 鼻血
コ 髪を切られる	サ その他	シ 傷害なし

(7) 体罰事案の把握のきっかけ

体罰事案の把握のきっかけについて、以下の記号をリストから選択し、様式の該当欄に「1」を入力してください。（複数回答可）。

＜体罰事案の把握のきっかけ＞

ア 児童生徒の訴え	イ 保護者の訴え	ウ 教員の申告
エ 第三者の通報	オ その他	

(8) 体罰事案の把握の手法

体罰事案の把握の手法として、事情を聴取した者を、以下の記号をリストから選択し、様式の該当欄に「1」を入力してください。(複数回答可)。

＜体罰事案の把握の手法＞		
ア 当事者教員	イ その他教員	ウ 被害児童生徒
エ その他児童生徒	オ 保護者	カ その他（第三者）

※ 保護者については、ウ、エの保護者両方を含みます。

6. 提出先

以下の提出先へ E-mail による提出を御願いたします。

- ・宛先 文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導企画係
- ・メールアドレス kdmanzen@mext.go.jp

提出の際、件名は「【私立／国立】体罰の実態把握の確認結果（都道府県名・国立大学法人名）」としてください。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導企画係（池田、田中、小林）

Tell : 03-5253-4111(内線 2583、3296)